

「宇都宮市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例」 処分基準等に係る答申書

平成27年8月5日

宇都宮市空き家等対策審議会

目次

はじめに	1
1 宇都宮市空き家等の適正管理及び有効活用に関する処分基準の改正について	2
2 空き家等対策審議会の役割について	2
3 その他配慮事項	2

はじめに

本答申書は、市長の諮問に応じ、「宇都宮市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例に係る処分基準等」（以下「条例」という。）について、答申するものであります。

当審議会は、条例第17条第2項第3号にある「条例の施行に関し必要な事項を調査審議」する機関であり、今般の「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「特別措置法」という。）の施行に伴い、条例とともに「処分基準」の改正が必要となったことから、調査審議を行ったところであります。

平成26年7月から施行された条例においては、周囲に悪影響を及ぼす空き家等が解消されるなど、一定の成果が見られたところであり、今後も特別措置法の適用とともに、本処分基準を活用し、客観性や公平性が確保された対応を図ることが重要となります。

当審議会においては、今回の特別措置法の趣旨等を十分に考慮し、この答申をまとめたところであります。

市におかれましては、この答申の趣旨を十分に斟酌いただき、特別措置法及び条例の適正かつ効果的な運用を図られることを期待いたします。

平成26年8月5日

宇都宮市空き家等対策審議会
会長 亀岡 弘 敬

1 宇都宮市空き家等の適正管理及び有効活用に関する処分基準の改正について

条例第2条第6号の「管理不全な状態」及び同第2条第7号の「危険な状態」等を判断する着眼点等につき、以下のとおり提言する。

(1) 建物全体の傾き

- ・ 建物全体の傾きを判断する着眼点として「基礎・土台の損傷又は基礎と土台にずれが発生しているもの」があるが、「基礎」と「土台」の具体事例につき、追加を検討すること。

(2) 擁壁の老朽化

- ・ 擁壁の老朽化を判断する着眼点として「ひび割れが発生しているもの」があるが、「石の一部が飛び出している」若しくは「ずれが生じている」などの観点につき、追加を検討すること。

2 空き家等対策審議会の役割について

事務局案のとおり了承する。

3 その他配慮事項

処分基準等に係る提言のほか、以下の点につき配慮されることを期待する。

- ・ 空き家対策における「有効活用」においては、積極的かつスピード感をもって取り組むこと。
- ・ 本市の景観形成や地域活性化の観点から、大谷石塀や歴史的建造物などについては、地域の貴重な資源として保存等が図られること。

宇都宮市空き家等対策審議会委員

会 長 亀 岡 弘 敬

副会長 安 森 亮 雄

委 員 大 島 一 夫

委 員 片 嶋 常 隆

委 員 齋 藤 健 壽

委 員 末 長 修 一

(委員 五十音順)